

品川区障害福祉計画推進委員会設置要綱

制定 令和4年1月14日 区長決定
要綱第77号

改正 令和4年5月27日 部長決定
要綱第162号

(設置)

第1条 品川区障害者計画、品川区障害福祉計画および品川区障害児福祉計画(以下「計画」という。)の総合的かつ計画的な推進を図るため、品川区障害福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 計画の検証、評価および見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 障害福祉事業関係者
- (4) 教育機関関係者
- (5) 就労機関関係者
- (6) 障害者団体関係者
- (7) 公募により選出した区民
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたもの

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱または任命の日から令和6年3月31日までの期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を1人置くこととし、区長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(招集等)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、または他の方法により意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部障害者施策推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に福祉部長が定める。